

着用しまし
ましょー
うー！

ライフ
ジャケット
を

平成30年2月1日から、原則として、船室外のすべての乗船者に救命胴衣を着用させることが船長の義務になりました。
(平成34年2月1日以降、違反点数2点が減点されます。)

衣装協力：伊部株式会社 シノコバ
撮影協力：株式会社リビエラリゾート シーボニアマリーナ

2018 ミス日本「海の目」 山田 麗美

公益財団法人 海技資格協力センター

<http://www.kousin-c.or.jp/>